

平成23年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望  
(景気・雇用・地域活性化関係)

平成22年7月16日

全 国 知 事 会

# 景気・雇用・地域活性化対策に関する提言

経済情勢は改善傾向にあるとはいえ、雇用情勢は極めて厳しい状況が続いている。また、世界の金融市場の不安定化やデフレなどにより、景気の下振れリスクは続いており、中小企業の業績悪化も懸念されるなど、地域経済の先行きは依然として予断を許さない状況にある。

こうした中、政府においては、「緊急雇用対策」や「明日の安心と成長のための緊急経済対策」により、貧困・困窮者支援や雇用維持支援、新卒者支援等の取組を進めるとともに、「雇用」「環境」「景気」を主な柱とする経済対策に取り組むなど、厳しい状況に応じた機動的な対応を図っている。

また、平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」により、7つの戦略分野における基本方針と目標とする成果を示すとともに、21の国家戦略プロジェクトを選定し、今後は「成長戦略実行計画（工程表）」に沿って、目標実現に向けた進捗管理を徹底することとなっている。

我々地方も、就業支援や中小企業支援など、地域の経済・雇用対策に全力で取り組んできたところであるが、地域の実情に応じた実効ある対策を実現するためには、現場を知る我々地方と国とがしっかりと連携し、双方の知恵と力を結集した対応を図ることが重要であることから、次の事項について確実に取り組むよう、強く求める。

## I 「新成長戦略」の推進

---

「新成長戦略」の目標達成に向けて、施策の一層の充実を図るとともに、事業設計に当たっては、地方が「独自の知恵」を発揮し、地域の実情に応じた取組ができるよう、協議の上、従来の補助金や交付金の細部にわたる使途制限の廃止などの見直しや、使い勝手の良い施策メニューの充実を図ること。

特に、総合特区制度によって規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を講じるにあたっては、この趣旨を踏まえ、地方が主体性を発揮できるよう配慮すること。

## II 雇用創造

---

### 1 農林水産業への新規参入者に対する支援の充実

農林水産業への新規就業や業種転換には長期間を要するとともに農地等の生産資源の取得に係る初期投資が多いため、新規参入希望者に対する技術・技能、経営ノウハウの習得や就農後の負担軽減等について、支援施策を充実強化すること。

### 2 環境を柱とした産業分野の育成強化

環境配慮型の産業分野について、産業として着実に成長し、雇用の受け皿が拡大する

よう、技術者をはじめとする人材の誘導、事業資金確保に係る特段の配慮、行政と民間の協働による市場開拓、さらには、環境先端技術の活用促進や温室効果ガスの排出削減に向けた革新的技術の開発支援と普及、新エネルギーの導入促進に向けた支援など、施策の一層の充実や必要な事業化を行うこと。

### 3 観光産業による雇用創出

観光は、様々な産業に関連する裾野の広い産業であり、地域経済の活性化や地域住民の雇用に寄与するものであるため、国内の観光消費額が増えるよう支援を行うこと。

特に、雇用の創出に結び付けるため、滞在型の観光地づくりの取組への支援の充実を図ること。

### 4 介護雇用プログラムの効果的・効率的な実施等

「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムをより効果的・効率的に実施するため、21年度から実施している介護福祉士養成訓練や介護福祉士等修学資金貸付事業等との整合を図るとともに、既に介護現場で働きながら資格取得を目指している者との公平性等に十分配慮すること。

また、国が実施する「福祉人材コーナー」や都道府県が実施する「福祉・介護人材マッチング支援事業」等が福祉介護人材確保策として、より効果的かつ機動的に運用できるよう改善を図ること。

### 5 雇用対策に係る各種基金事業の再構築

緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生特別基金事業等、雇用対策に係る各種基金事業については、地方の知恵を活かし効果を生み出してきている。この実績を踏まえつつ、基金の弾力的かつ機動的な活用を可能にすることにより、真に「雇用創造」につながる制度へと再構築すること。

## III 雇用維持・中小企業支援

---

### 1 中小企業金融の一層の円滑化

先行き不透明な経営環境におかれている中小企業の資金繰りを支援するため、今年度で取扱期間が終了する景気対応緊急保証制度及び日本政策金融公庫のセーフティネット貸付並びに中小企業金融円滑化法の期間延長を行うなど、金融のセーフティネット(信用補完制度等)に万全を期するとともに、無担保保証枠の拡大などにより中小企業金融の一層の円滑化を図ること。

### 2 中小企業の構造転換・業種転換への支援

自動車関連産業における電気自動車のように、中小企業を取り巻く環境に著しい構造変化が起きている中、これからの成長分野を支える中小企業に対し、広く支援を行うこと。

また、公共事業の減少等に伴い、建設業から新分野への業種転換を支援するため、転換後の経営基盤を安定させる施策を充実させること。

### 3 労働者を守るための法的整備

雇用保険法については、適用基準や受給資格要件の緩和、給付日数の延長等の制度改正が行われたところであるが、適用基準の更なる拡大や受給満了者等の生活・就労支援策の拡充を行うこと。

また、正規労働者と非正規労働者については、賃金等の均衡ある処遇に向けた法的整備について、議論を先送りせず、着実に検討を進めること。

## IV 新卒者等の支援

---

### 1 職業能力開発施策の充実

学卒未就職者の資格取得等を促進するため、国の教育訓練給付制度の助成対象や、ハローワークの受講あっせん対象に学卒未就職者（含む見込者）を加えるなど、職業能力開発施策の充実を図ること。

### 2 地方との緊密な連携等

ハローワークへのジョブサポーターの配備など事業の実施に当たっては、ジョブカフェ等における若年者向けカウンセリングや合同企業説明会など、既に地方が主体となって実施している事業や地域の学校との連携を図るとともに、新卒就職後の離職率が高いことから、職場定着の支援も行うこと。

### 3 障害者等雇用施策の充実強化

女性、中高年齢者及び障害者の雇用・就業機会の確保拡大や再就職・起業支援の充実強化を図ること。特に、障害者自立支援法及び障害者雇用促進法に基づく障害者の就労支援については、障害者雇用率の達成などに十分配慮すること。

## V 貧困・困窮者支援 ～ 第二のセーフティネットの充実

---

### 1 わかりやすい施策体系と一層の周知

ワンストップ・サービスについては、各県に生活福祉・就労支援協議会が設置され、ハローワークに一元的な窓口となる「住居・生活支援アドバイザー」が配置されるなど、国や地方自治体の体制整備が図られたが、対象者には第二のセーフティネット支援等のサービスが複雑でわかりにくく、必要とする人がサービスに的確にアクセスできなかったり、手続き要件が複雑であるなど、使いにくさが課題となっている。

求職中の貧困・困窮者が生活保護へ移行することなく、安心して就職活動をするため

には、「第二のセーフティネット」としての位置づけを明確にした上で、現行制度を整理し、対象者のみならず支援する側にとってもわかりやすく活用しやすい制度に再設計すること。その際、地方自治体の取組も含め、利用者への十分な周知を図ること。

また、利用者の増加に伴い窓口を担う各地方自治体や社会福祉協議会の人員が大幅に不足している状況を踏まえ、国と地方の連携を強化し、一体となった相談支援体制を構築するため、適切な人員の配置・確保について措置を講じること。

さらに、生活福祉資金貸付制度について、利用増加に対応できるよう、貸付原資等の必要な予算措置を講じること。

## 2 住まい対策の充実等

離職者や住宅困窮者の住宅確保に向けて、必要住戸数を把握し、まずは、可能な限り国の責任において住宅を確保するとともに、住宅手当について引き続き予算措置を講じること。また、地方が提供する住宅への入居者に係る家賃の減額あるいは免除額の補填や滞納処理費用については、国が全額負担するなど、適切な対応を図ること。